

控訴人(一審原告) 後藤京子ほか

被控訴人(一審被告) 北海道ほか

判 決 要 旨

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官齋藤清文、裁判官宮崎雅子、裁判官戸畑賢太

【主文】

1 本件訴訟のうち別紙控訴人目録1記載の控訴人らの請求に関する部分は、同日  
録記載の各日に同目録記載の控訴人らの死亡により終了した。

2(1) 原判決中別紙控訴人目録2記載の控訴人らの請求に関する部分を取り消す。

(2) 上記(1)の部分につき、上記(1)の控訴人らの各控訴人番号と一致する原判決別  
紙処分一覧表1ないし3の各「原告番号」欄記載の各原審原告番号に対応する  
各「処分庁」欄記載の各処分行政庁が、各「処分の名宛人」欄記載の各被保護  
者に対して各「処分日」欄記載の各年月日付けでした各保護変更決定処分をい  
ずれも取り消す。(以下省略)

【事案の概要】

本件は、平成25年から平成27年までの各厚生労働省告示による生活扶助基準  
の改定に基づいて保護変更決定処分を受けた者とその者の死亡に伴い受継申立てを  
した者である原審原告らが、これらの処分につき、憲法25条、生活保護法3条、  
8条に違反すると主張して、各処分行政庁の所属自治体である被控訴人らに対し、  
各処分の取消しを求める事案である。

原判決(札幌地方裁判所平成26年(行ウ)第40号、平成28年(行ウ)第2  
0号、平成29年(行ウ)第6号、令和3年3月29日言渡し)は、原審原告らの  
請求をいずれも理由がないとして棄却した。

これに対し、原審原告らの一部が本件控訴を提起した。

【理由の要旨】

1 保護の減額処分の名宛人とされた世帯主と同一世帯を構成し、生活保護法の定める世帯単位の原則の下、保護受給権につき当該世帯主と実質的に同じ地位・立場にあるといえる他の世帯員については、処分の取消しを求めるについての法律上の利益を実体法上承継する者に準じて訴訟承継を認めるのが相当である（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法124条1項1号類推適用）。原審及び当審において訴訟手続の受継申立てをした控訴人らはいずれもこれに該当するから、これらの控訴人らについてはいずれも訴訟承継を認めることができる。

死亡後受継申立てのない控訴人らについて、本件訴訟は死亡と同時に終了した。

10 2 本件生活扶助基準の改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整により生活扶助基準を改定した厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等を審査して裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合、又は、②ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした厚生労働大臣の判断に被保護者の生活への影響の観点からみて、憲法や生活保護法の趣旨・目的に反する過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合には、生活保護法3条及び8条2項に反し、違法となる。

20 被控訴人らは、生活扶助基準の改定において、厚生労働大臣の判断が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に該当するのは、厚生労働大臣の判断が現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反することが明らかな場合に限られるなどと主張するが、生活扶助が、憲法25条の理念に基づいて生活保護法が定める各種の保護の中でも、衣食その他日常生活に不可欠な支出に係る需要を満たすためのものとして、生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わるものであること、改定の前提となる需要の評価や改定に伴う被保護

者の生活への可及的な配慮については、専門技術的な見地から各種の統計資料や専門家の作成した資料等に基づいて判断がされることが当然に予定されているといふべきであること、これまでの生活扶助基準の改定も各種統計や専門機関の意見等を踏まえた上でなされてきたものであり、本件生活扶助基準の改定について

5 も同様の事情が当てはまることに照らせば、被控訴人らの前記主張は理由がない。

3 ゆがみ調整（生活保護基準部会の平成25年検証の結果に基づく生活扶助基準の改定）は、展開の仕方に関する体系の調整を行ったものであり、これと一体的に生活扶助基準の水準の調整を行ったものとはいえない。また、2分の1処理は、ゆがみ調整の激変緩和措置としてなされたものであり、財政削減効果を目的とした生活扶助の追加的削減としてなされたものとはいえない。その他、控訴人らの主張は、いずれもゆがみ調整に関する厚生労働大臣の判断についての裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎づけるものとはいえず、理由がない。

10

4 デフレ調整（物価変動率を指標とする生活扶助基準の水準の改定）については、これを実施したこと、生活扶助基準の改定率の算定に当たって物価変動率を指標としたこと、算定期間を平成20年から平成23年までとしたことの判断自体において、当該判断の過程及び手続に過誤があるとはいえない。しかし、生活扶助基準が生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わるものであり、その水準の引下げについては合理的な検討が求められていたと解されること、従前の生活扶助基準の改定に際しては物価変動率を指標とする改定率の算定が行われておらず、基準部会においても物価変動率から生活扶助基準の改定率を算定する方法について議論が尽くされていたわけではなく、消費と物価との関連や、物価変動を従前の保護基準にどのように当てはめるかという点についても議論があったことからすれば、改定率の算定に当たっては、このような点を踏まえた上で結論が出されるべきである。取り分け、物価変動の算定期間を平成16年から平成23年までとすることにも一定の合理性があり、当該期間の物価下落率は平成20年から平成23年までの物価下落率を下回った可能性が高いこと、平成22年を指数・価格参

15

20

25

照時点及びウエイト参照時点とすることにより物価下落率の算定に当たって下方バイアスが生じる可能性があったこと、家計調査によって得られた一般世帯のウエイトを用いたことについても、生活保護受給世帯を基準とする他の方法があり得た上に、一般世帯のウエイトを用いたときには、一部の品目によって物価下落率が大きくなることから、生活保護受給世帯の生活実態に照らして当該下落率を生活扶助基準の改定率としてそのまま採用するか、又は修正を図るのかという検討を尽くすことができたはずであり、これらの検討がなされていない。

以上によれば、本件各処分は、デフレ調整において、算定の幅があり得る数値の中で物価下落率が大きくなる方向で算定し、算定された下落率が必要以上に大きくなる可能性を再検討することなく、当該下落率をそのまま生活扶助基準の改定率とした点で、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続において客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くとともに、被保護者の生活への影響等の観点からみて憲法や生活保護法の趣旨・目的に反する過誤、欠落があるというべきであり、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があり、違法と認められる。

被控訴人らが指摘する基準部会の平成29年検証の結果（標準世帯である夫婦子1人世帯につき、本件生活扶助基準の改定後の生活扶助基準額が一般低所得世帯である第1・十分位の生活扶助支出額とおおむね均衡する旨が確認されたこと）や、平成21年全国消費実態調査における夫婦子1人世帯（第1・十分位）の生活扶助相当支出額の下落状況（平成16年から約11.6%下落し、生活扶助基準額を約12.6%下回る状況となっていたこと）については、物価変動率を指標とする本件のデフレ調整における判断の過程及び手続についての前述の過誤、欠落自体についてこれを合理的に説明するものではないし、生活保護受給世帯の基礎的な生計に関わるものとしての生活扶助の重要性にも照らせば、当該過誤、欠落を直ちに治癒するものと解することはできない。

以上